



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課) 1

○ 告示

57 和歌山県生活保護システム再構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(福祉保健総務課) 2
58 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課) 4
59 木材業者等の登録	(林業振興課) 4
60 保安林予定森林	(森林整備課) 5
61 道路の区域変更	(道路保全課) 5
62 道路の供用開始	(〃) 6
63 〃	(〃) 6
64 急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 6

○ 公安委員会告示

2 警備員指導教育責任者講習の実施 6

○ 公告

入札公告	(福祉保健総務課) 9
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課) 12

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県営自転車競走競技規則の一部を改正する規則

和歌山県営自転車競走競技規則(昭和37年和歌山県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退避)</p> <p>第32条の2 審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、先頭員に対して誘導を中止し、退避するように指示することができる。</p> <p>(1) 競走選手に追い越されたとき、又は競走選手の競走を妨害し、若しくは競走選手と接触するおそれその他の競走選手の競走の安全を阻害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) • (3) 略</p> <p>(先頭員早期追抜きの禁止)</p>	<p>(退避)</p> <p>第32条の2 審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、先頭員に対して誘導を中止し、退避するように指示することができる。</p> <p>(1) 競走選手に追い越された後に適正な走行により再び競走選手の先頭に出ることが困難と認められるとき、又は競走選手の競走を妨害し、若しくは競走選手と接触するおそれその他の競走選手の競走の安全を阻害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) • (3) 略</p> <p>(先頭員早期追抜きの禁止)</p>

第35条 競走選手は、先頭員が最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ラインに到達するまでは、先頭員を追い抜いてはならない。

（失格）

第42条 選手が次の各号のいずれかに該当したときは、その選手は失格とする。

(1) 略

(2) 第11条、第15条から第17条まで及び第35条の規定に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 選手が第10条、第10条の2、第12条から第14条の2まで及び第36条の規定に違反したときは、その違反の程度に応じ、その選手に走行注意若しくは重大走行注意を与え、又はその選手を失格とする。

3 略

第35条 競走選手は、先頭員が最終周回前回の標識線に到達するまでは、先頭員を追抜いてはならない。

（失格）

第42条 選手が次の各号のいずれかに該当したときは、その選手は失格とする。

(1) 略

(2) 第11条及び第15条から第17条までの規定に違反したとき。

(3)・(4) 略

2 選手が第10条、第10条の2、第12条から第14条の2まで、第35条及び第36条の規定に違反したときは、その違反の程度に応じ、その選手に走行注意若しくは重大走行注意を与え、又はその選手を失格とする。

3 略

附 則

この規則は、令和元年5月31日から施行する。

告 示

和歌山県告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県生活保護システム再構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県生活保護システム再構築業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和2年1月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間ににおいて、次の要件を満たしている者であって、一般競争入札の参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に、1の（1）に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が所属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 通商産業大臣（（キ）又は（ク）に係るものに限る。）又は経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) プロジェクトマネージャ

(イ) ネットワークスペシャリスト

(ウ) データベーススペシャリスト

- (エ) ITサービスマネージャ
- (オ) システム監査技術者
- (カ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (キ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）
- (ク) システム運用管理エンジニア

ウ 経済産業大臣から情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けている者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審理員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) プライバシーマーク（一般社団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者及びISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013をいう。））の認証を取得している者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類

ス 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ 2の（5）に掲げる作業実施計画書

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 資格審査申請時点で、要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで、コ、サ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年5月24日（金）から同年6月12日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年6月3日（月）午前9時から同月5日（水）午後5時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等（ファクシミリ

和歌山県報 第6号

令和元年5月24日（金曜日）

及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年5月24日（金）から同年6月17日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和元年6月17日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

ファクシミリ番号 073-425-6560

電子メールアドレス e0411001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和元年6月25日（火）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第58号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	有効期限
和歌山県 第785号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 3.5-3-1号	窒素全量3.5 りん酸全量3.0 カリ全量1.0	公定規格のと おり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後 町四丁目3番4号	令和 4.6.17

和歌山県告示第59号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県報 第6号

令和元年5月24日（金曜日）

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の様態	営業所又は工場の所在地
△ 4001	4001	4001	平成31.4.1	有田郡有田川町川口5-3	株式会社清建設 代表取締役 山本令子	製材・チップ	有田郡有田川町清水17 16-1

和歌山県告示第60号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町大古字池ヶ谷762の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町大古字池ヶ谷762の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 480号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字井谷字亀石810番1地先から同町大字井谷字亀石819番1地先まで	旧	4.62 19.13	268.86	
同上	新	8.71 19.13	268.86	

和歌山県告示第62号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字井谷字亀石810番1地先から同町大字井谷字亀石819番1地先まで

供用開始の期日 令和元年5月24日

和歌山県告示第63号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字須崎762番3地先から同町大字井関字八反田810番4地先
まで

供用開始の期日 令和元年5月24日

和歌山県告示第64号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

高田3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱4号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	新宮市		高田	中山	3440番13	
2号	〃		〃	中山	3440番13	
3号	〃		〃	廣野	3465番1	
4号	〃		〃	大橋	554番	

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第2号**

和歌山県報 第6号

令和元年5月24日（金曜日）

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年5月24日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」といふ。）	令和元年7月3日（水）から同月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 501会議室 (合同実施)	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」といふ。）	令和元年7月8日（月）から同月12日（金）までの5日間		

2 講習の対象者

（1）新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

（2）追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格し

た警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

受講を希望する者は、令和元年6月10日（月）から同月12日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のアに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（1号）の受講希望者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のアに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(才) 2の(2)の才に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくは才又は2の(2)のア、ウ若しくは才に該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のアに該当する者にあっては(1)のイの(ア)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のアに該当する者にあっては(2)のウの(ア)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（1号） 47,000円
(2) 追加取得講習（1号） 23,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3054・3055）

公 告

入札公告

和歌山県生活保護システム再構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和元年度

(2) 業務の名称

和歌山県生活保護システム再構築業務

(3) 業務の内容

和歌山県生活保護システム再構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 業務担当部局

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

(5) 業務期間

契約締結日から令和2年1月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第57号に規定する和歌山県生活保護システム再構築業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁北別館1階
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

(2) 期間

令和元年5月24日（金）から同年6月12日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）と同じ。

(2) 期間

3の（2）と同じ。

(3) 入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和元年6月3日（月）午前9時から同月5日（水）午後5時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階

3-A会議室

イ 入札日時

令和元年7月3日（水）午後2時

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和元年7月3日（水）午前9時30分までに和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は落札価格をもって行き、令和元年10月1日以降、消費税等の税率10%の適用により課されることになる消費税等に相当する増額分については契約金額の変更を行うものとする。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点での2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係る和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札で落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

ファクシミリ番号 073-425-6560

電子メールアドレス e0411001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調

達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Reconstruction of Wakayama Prefecture Public Assistance System

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 3 July 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 3 July 2019)

- (3) Contact point for the notice :

Welfare and Health General Affairs Division, Wakayama Prefectural Government,

Welfare and Health Policy Bureau, Welfare and Health Department

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2473

FAX 073-425-6560

email e0411001@pref.wakayama.lg.jp

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画用途地域

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課